

令和3年度

家庭教育学級 運用の手引き (保育園用)



山県市教育委員会
生涯学習課

1 家庭教育学級について

◆家庭教育とは

家庭は、教育の原点であり、**全ての教育の出発点**でもあります。しかし、社会が変化しているなか、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、育児不安、児童虐待、いじめなど社会問題となっています。また、他人の子どもを注意できないなど、地域の教育力の低下も指摘されています。

岐阜県では、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、家庭を取り巻く地域、学校などの教育機関、事業者、行政など、**みんなで家庭教育を支えていく**ため「岐阜県家庭教育支援条例」を制定しています。

また、家族の会話を大切にする「話そう！語ろう！我が家の約束運動」を推進しています。

山県市においても、各家庭において、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できるよう、家庭教育を支援するための取組を進めています。

◆家庭教育学級とは

『全ての親子・家庭の学びや育ちを応援し、みんなで成長しよう』

「家庭教育学級」とは、子どもが成長する各段階で親がどのように働きかけるとよいのか、また社会問題への対応など、家庭教育に関する情報を得ることはもちろん、互いの悩みに寄り添いながら、「親としての成長を確かめる場」でもあります。

近年、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学び助け合う機会が減少するなど、地域環境は大きく変化しています。

山県市の家庭教育学級では、上記のようなテーマを設定し、親同士が子育てについて学び合い、互いを支え合うことで、山県市の全ての子ども・親・家庭が成長していく環境を推進します。

2 家庭教育学級運営にあたって

(1) 各保育園の家庭教育学級のテーマ

「山県市家庭教育学級のテーマ」と保育園の実態や方針等を踏まえて、保育園ごとのテーマを設定しましょう。

(2) 家庭教育学級の主な目的

家庭教育学級では、次のような目的の場を提供します。

☆☆☆ お父さんお母さんの学びの場 ☆☆☆

家庭は、子どもたちにとって安らぎの場であるとともに、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心などを身につける場でもあります。どのように子どもとかわればその役目を果たせるのか、ちょっとためになる話を聞いたり練習したりする場として、家庭教育学級を行ってみませんか。

☆☆☆ 親子が一緒にふれあう場 ☆☆☆

親子のふれあいは、子どもを理解する上で大変に重要です。また、親の生き方を示すことができる機会でもあります。家族のみならず、親と子どもが集まって、1つのテーマについて話し合ったり共同体験したりする場として、家庭教育学級を行ってみませんか。

☆☆☆ 地域の親のネットワークを広げる場 ☆☆☆

経済構造や社会のめまぐるしい変化は、ますます家庭を孤立させる傾向にあります。子育ての悩みも相談したくてもなかなかできないのが現状です。ひとつひとつの家庭をつなぐ場として、さらには保育園の枠を超えた地域でのつながりを作る場としての家庭教育学級を行ってみませんか。

(3) 家庭教育学級の主な内容

家庭教育学級にかかわる一般的な学習内容と学習課題例を示しますので、計画立案の時などに参考にしてください。

※学級長さんが楽しんで、学びたいことを企画するのが一番です。

【個人・家庭に関わること】

- ①家庭教育の意味と役割
- ②家庭教育の重要性とその課題
- ③これからの家庭教育
- ④親の姿勢と役割
- ⑤父親の役割、母親の役割
- ⑥親子関係のあり方

【家庭の環境づくり】

- ①望ましい家庭関係
- ②働くことの喜び
- ③我が家の家訓、生活設計

【社会環境づくり】

- ①幼児期からの公衆マナー
- ②地域ぐるみの家庭教育
- ③ボランティア活動への参加
- ④人権・同和教育

【子どもの理解とその育成】

- ①子どもの成長発達と親の対応
- ②体や体力の発達
- ③子どもの健康と栄養
- ④遊びと学習
- ⑤集団生活への適応
- ⑥子どもの個性を伸ばす
- ⑦絵本の与え方、読み聞かせ方
- ⑧安全な生活と事故防止
- ⑨上手なほめ方、しかり方
- ⑩子どもがやる気を起こすとき
- ⑪思春期（反抗期）の特徴と接し方
- ⑫夏休みの過ごし方
- ⑬親と子のコミュニケーション
- ⑭家庭教育と性教育
- ⑮親がする子どもの進路指導

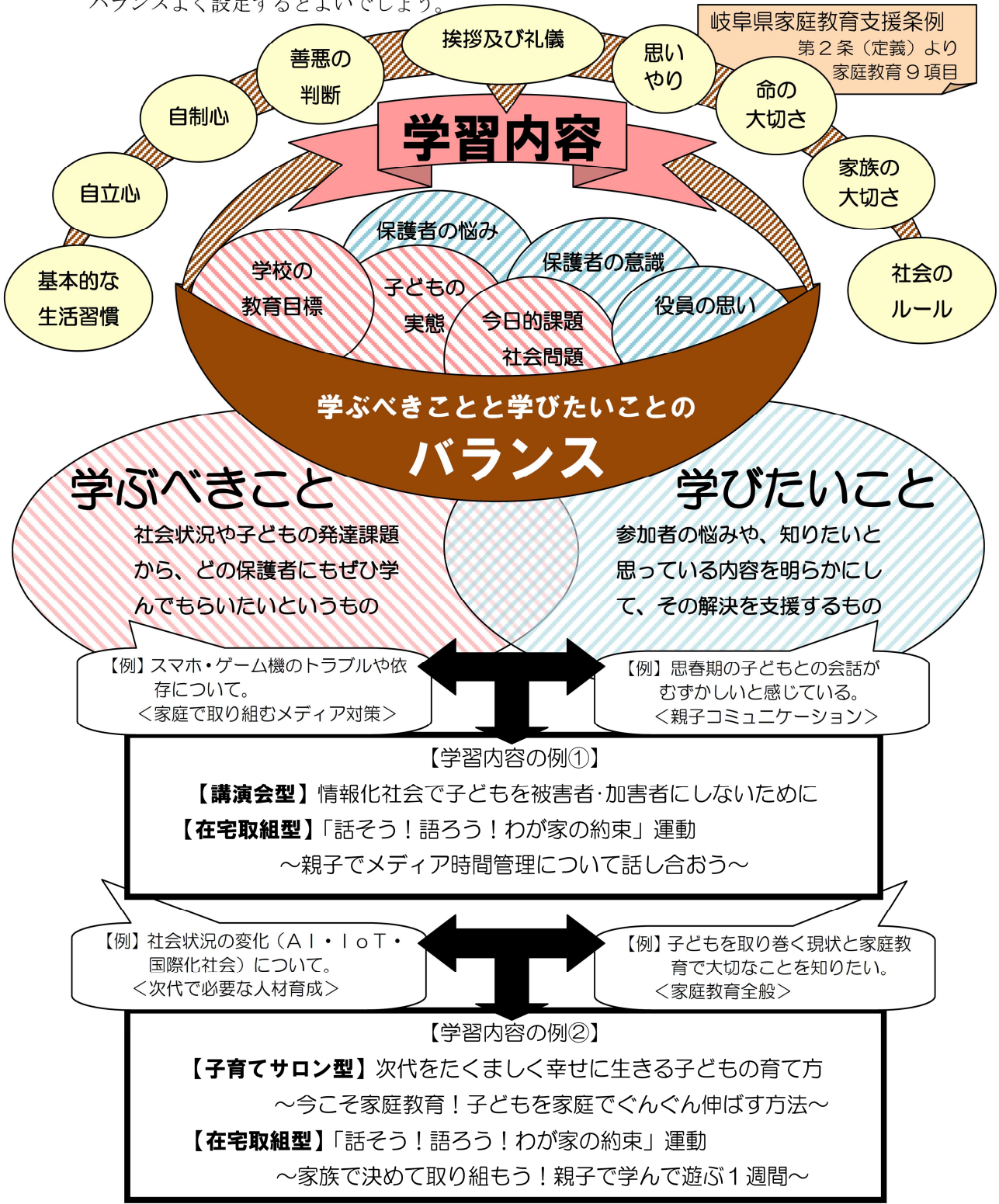
【親子活動や実習】

- ①親と子の郷土の自然（歴史）教室
- ②親子体操・レクリエーション、ミニ運動会
- ③親子創作活動（陶芸・園芸・料理）
- ④親子護身術教室
- ⑤親子おもしろ理科実験教室
- ⑥親子映画会
- ⑦親子見学研修



学習内容は、条例に示された9項目を意識しつつ、社会状況や子どもの発達課題から考えられる学ぶべきことと、参加者の学びたいことの両方を考慮し、どれかに偏ることなくバランスよく設定するとよいでしょう。

岐阜県家庭教育支援条例
第2条(定義)より
家庭教育9項目



(4) 家庭教育学級の学習形態と工夫

家庭教育学級の学習形態は、大きく5つの型に分類できます。それぞれの方法や特徴、メリット、取り組みのポイントを参考にして、学級開催の計画を立てましょう。

A・学校（園）行事参加型

方法・特徴	メリット
就学時健診、授業参観、PTA活動など、学校（園）の行事がある機会をとらえて開催する。	・参加者が集まりやすいため、多くの保護者に学びの場を提供することができる。
【取り組みのポイント】	
・学校（園）行事をそのまま家庭教育学級とするのではなく、学校（園）行事に参加している保護者に対して、さらに学びの場を提供するという考え方で開催する。	
・事前に打ち合わせをしておき、校（園）長、教頭、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭などの講話には、テーマに沿った親としての学びにつながる内容を取り入れてもらう。	
・PTA活動等の重要なものとして、主体的に参加が増えるよう、積極的に広報する。	

B・体験活動参加型

方法・特徴	メリット
ヨガ、フラワーアレンジメント、料理、親子遊びなど、保護者自身のリフレッシュや家族のふれあいの場をつくる。	・カルチャースクール的な内容は、参加者が集まりやすい。 ・家族のふれあいができる。
【取り組みのポイント】（年間を通してこの学習形態ばかりにならないようにする）	
・保護者のみの場合は、カルチャースクール的な内容だけで終わらず、家庭教育に関する情報交流や講話を取り入れ学びにつなげる。（例：料理の後、食育に関する栄養士の講話）	
・親子参加の場合は、意図して父親の参加を促すなど、家族でのふれあいが深まり、その後の発展が期待されるような工夫をする。	

C・講演会型

方法・特徴	メリット
テーマに適した講師を依頼し、専門的な話をしてもらいなど、課題に応じた学びの場をつくる。	・専門的な立場からの話を聞くことによって、より深く自分の思いや行動を振り返ることができる。
【取り組みのポイント】	
・内容に応じて、参加対象者を絞り込んだり広げたりする。（例：年長保護者のみ）	
・学校（園）や教育委員会に相談して、テーマに適した講師を選定する。	
・講演会は堅苦しいというイメージが強く、参加者が少ない傾向があるので、興味を引く案内チラシを作成するなど、広報活動を工夫する。	
・保護者が参加しやすい開催時間や場所などを設定する。	

D・子育てサロン型

方法・特徴	メリット
小グループの和気あいあいとした雰囲気の中で、互いの経験や悩みなどを交流し、子育てのヒントをつかむ。	<ul style="list-style-type: none"> • 話をすることによって、悩みや不安の軽減、または解消ができ、自分の子育てに安心感や自信をもつことができる。 • 保護者同士のつながりができやすい。
<p>【取り組みのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> • グループ人数は、誰もが話せるよう7～8人ぐらいとし、司会者(進行役)をおく。 • 司会者(進行役)は、話しやすい雰囲気づくりに心がける。 • あらかじめテーマを設定してもよい。 • お茶やお菓子があると和やかな雰囲気になり、ざっくばらんに話ができる。 	

E・在宅取組型

方法・特徴	メリット
読み聞かせ、弁当の日、早寝早起き朝ごはん運動など、親子でできることを決め、各家庭で取り組む(一家庭一実践)	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての保護者に家庭教育の重要性について働きかけることができる。
<p>【取り組みのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 家庭で継続して取り組めるよう、子どもの年齢や発達に応じた課題を設定する。 • 朝ごはん、靴そろえ、手伝い、読書、挨拶など、活動しやすい例を示す。 • 各家庭で、取り組みの足跡を残せるよう、記録用紙を準備して配布する。 • 学校(園)や地域、行政に協力を依頼し、励ましや認め、見守りの体制をつくる。 	

●組み合わせることによって効果がふくらみます！

【A・学校行事参加型】＋【C・講演会型】＝交流と学び

【B・体験活動参加型】＋【D・子育てサロン型】＝楽しみと交流・学び

●合同開催 (他の幼稚園、保育園、小・中学校、市町村と合同で開催する)

→参加者増が期待できます。また、謝金の分担などもできます。

『岐阜県教育委員会 家庭教育学級運営マニュアル みんなで子育て』 より

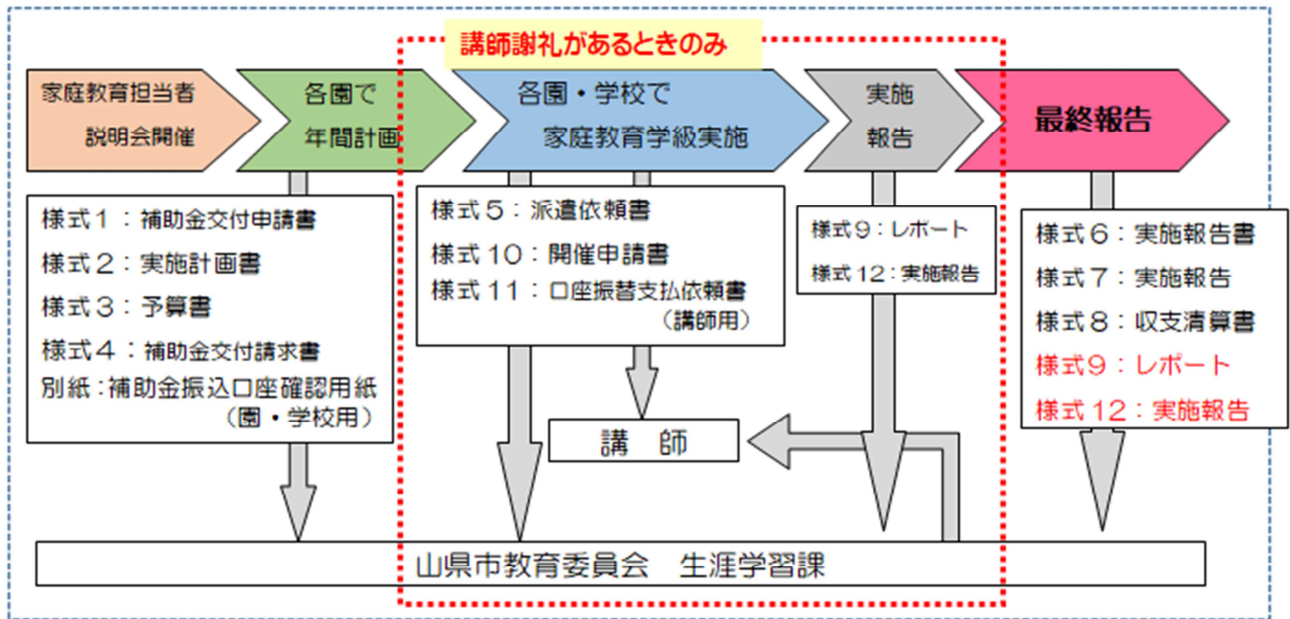
(5) 家庭教育学級の評価方法

評価は、学習の意図や趣旨をより効果的に学習活動や運営に反映させ、また、その効果を測る上で大切な役割を果たします。学習の計画段階で、「どのように」「何を」評価するかを決めておくといでしょう。

- わかりやすい学習でしたか。
- 学習の方法(講話・実習・親子活動等)はどうでしたか。
- 講師や助言者の話の内容はどうでしたか。
- 参加しやすい日時でしたか。
- 今後の子どもとのかかわりに役に立つ内容でしたか。
- 親同士のかかわりは深まりましたか。・・・等

家庭教育学級実施の流れ

家庭教育学級運営の基本的な流れ



* 様式2『家庭教育学級実施計画書』の作成について

次のことに配慮して事業計画を立ててください。

- ねらいを明確にし、現在の課題に即した内容で年間計画を立ててください。
- 学級生ひとりひとりが、参画者としての自覚をもち、積極的に役割を果たせるよう配慮してください。
- より多くの参加者を募るため、ポスターやチラシ等の配布、広報紙の活用、関係団体への呼びかけ等、広報活動を行ってください。
- 働く親さん方が参加しやすいよう、開催場所・開催日時等に配慮してください。
- 初回（開級）又は終会（閉級）は、園長先生のご協力を願えるとよいと思います。

* 様式3『家庭教育学級予算書』の作成について

下記の科目・摘要を参考に、1年分の予算を立ててください。（上限 20,000 円）

科目	摘要	予算書作成のための参考事項
報償費 (謝礼)	講師謝礼 ※交通費・所得税込 市の会計より支払います	• 市内一般講師 およそ 6,000 円 • 有資格者や市外講師の場合は、例外。
消耗品費	事業活動に必要な事務用品	• 食料費は含まず
印刷製本費	ポスター・資料などの印刷	
通信費	郵便代など	

(6) よくある質問

Q1. 学級長って何をすればいい?

A: 学級長を中心に副学級長や各リーダー等で話し合い、年間計画を決めたり、各講座等の運営をしたりします。主に保育園や生涯学習課との調整役をお願いします。

様式2の実施計画書は、保育園とよく相談して決めましょう。

Q2. 講座や講師をどのように選べばいいの?

A: 講師一覧表や過去の実績などを参考に選びましょう。一覧に希望の講師が見当たらない場合は、園長先生や生涯学習課にご相談ください。

Q3. 講師依頼をするときは?

A: 様式「5」及び「5の2」を送付してください。(生涯学習課への提出は不要) まずは、講師の方へ、電話で相談します。(開催日時、場所、内容、謝礼の金額などを伝えて受けていただけるか確認します。)

講師謝金は、市(生涯学習課)から口座振込となることをお伝えください。

振込金額は、源泉徴収額を差し引いた額になります。

講師の方の承諾を得たら、書類で依頼します。講師派遣依頼書を作成しましょう。

団体等所属の場合は、所属長宛も作成し、送付します。

※山県市に口座番号の届け出がない講師の場合は、様式11 口座振替支払依頼書を同封してください。提出は、講座日に、園長先生へ提出してもらうよう依頼書に記入しておきます。持ち物の所に、様式11とマイナンバーカードを入れておきます。

※講演(講座)当日、マイナンバーの確認は、必ず園長先生におこなってもらってください。正しければ、マイナンバーの横に、園長先生に「シ点」または「押印」してもらうようにお願いします。保護者の誰かが確認することは出来ません。確認後、封筒に入れて封をしてもらい、速やかに提出ください。

Q4. 講師料はいつ支払われるの?

A: 山県市役所の会計課を通じてお支払いします。講座終了後、速やかに様式10と様式12を提出してください。この提出がないと支払いができません。

生涯学習課から講師の方に講師料を支払いますので、開催前には「様式10」を、終了後には「様式12」を、生涯学習課に提出をして下さい。

※講師謝礼が発生しない講座については、「様式10・12」の提出は必要ありません。

3月頃に提出頂く「様式6・7」と一緒に、「様式9」を実施した講座毎に作成し、提出ください。

Q5. 講師料の金額と振込金額は違うの？

A：講師に謝金を支払う場合は、源泉徴収をするため差し引かれた額が、口座に振り込まれます。事前に伝えておくと良いでしょう。

講演（講座）などで講師に講師料を支払う場合は、所定の方法により、所得税額を計算し、支払い金額からその所得税額を差し引いて国に納税することとなっています。これを源泉徴収制度といいます。源泉徴収額は支払額の10.21%です。

Q6. 説明会以降は何かすることはあるの？

A：講師料が発生する講座をする場合は、事前に様式10の開催申請書、開催後には様式9のレポートと様式12の報告書を作成、提出してください。

※講師謝礼が発生しない講座については、「様式10・12」の提出は必要ありません。3月頃に提出頂く「様式6・7」と一緒に、「様式9」を実施した講座毎に作成し、提出ください。

Q7. 計画した時より家庭教育学級の追加（変更）をしたいんだけど・・・

A：事業計画の変更は可能ですが、補助金の変更がある場合は、必ず生涯学習課までご連絡ください。

Q8. 補助金はどのように交付されるの？

A：補助金を申請する場合は、様式1・3を提出してください。その後、提出書類をもとに交付が決定し、通知書が送られます。通知書をもとに「様式4」を提出いただくと、6月頃、各園の家庭教育学級の口座に振り込まれます。

※年度末には、補助金が適正に使われたかどうかを判断するため、購入した物品の領収書（コピー可）も提出していただきます。家庭教育学級事業に使ったお金については、必ず領収書を保管しておいてください。

※各園の活動における山口市からの補助金の上限は20,000円ですが、たとえば講師謝礼に10,000円をあてる予定であれば、その残り10,000円が補助金として申請できます。申請金額を間違えないようお願いいたします。

Q9. 子育てサロンを計画しています。お茶やお菓子代は、補助対象になる？

A：サロン（茶話会）開催によるもので、少量の茶菓子のみ。

高価な茶菓子や大量のお菓子、1人1本のペットボトル配布などは補助対象外とします。支出後でも補助対象と認められないものは、補助金の返還もありますのでご注意ください。あくまでも、お茶やお菓子があると和やかな雰囲気になり、ざっくばらんに話ができる環境を演出するためのものであり、メインになるような飲食は認められません。

Q10. 補助対象経費ではないものって？

A：事業計画（事業報告）にない事業で使用したと思われるもの。

園や学校に設置してある印刷機・コピー機のマスター代は対象外です。

トナー代やインクカートリッジなど、家庭教育学級で使用したと思われる負担分のみ、補助対象となります。

講師等への手土産、金券、食費（お弁当）は補助対象外です。

講座などで、参加者が完成品を持ち帰るものは、補助対象外です。材料費の半額以上が受益者負担になっていれば、その一部を補助対象にする事は可能です。

Q11. 家庭教育学級で、親子で行く遊園地を計画してます。バスの借用料や高速代、入園料などは補助対象になりますか？

A：補助対象外です。

バスの借用料や施設使用料、入館料などは予算項目にないため補助の対象とはなりません。

Q12. 防災について学ぶため、非常食や防災食になる食材を購入し、みんなで試食をする計画を立てています。購入した非常食や食材は補助対象になりますか？

A：補助対象です。下記事項を参照。

防災学習がメインである場合に限りです。その一環で非常食や防災食について、試食することが必要であることが条件となります。試食がメインにならないよう気をつけてください。また一人一食の試食や、試食品及び防災グッズを購入したものを持ち帰る場合は補助対象外となります。ただし、受益者負担がある場合は補助の対象になる場合もあります。事前に生涯学習課までお問い合わせください。

Q13. 負担金が余ってしまった場合はどうしたらいい？

A：市に返還してください。

様式8の収支精算書で、市補助金返還額が生じる場合は返還が必要です。返還が生じた場合は生涯学習課までご連絡ください。返還用の納付書を発行します。

家庭教育学級に関する問い合わせは・・・

岐阜県家庭教育学級HP



山県市教育委員会 生涯学習課

(家庭教育学級担当)

〒501-2192 山県市高木 1000-1

<TEL>22-6845 <FAX>22-6851

